


台風・暴風等の時

<登校前>
 6:00の時点で、「伊豆北」に「**暴風警報**」が発令(177天気予報)されている場合
 → 6:30までに連絡網(Fair Cast)にて「**登校**」か「**休校**」を伝えます。
 (※)その他、登校が危険と判断される状況の時も「休校」の連絡をします。
 (※)「登校」との連絡があっても、居住地区の状況により保護者が危険と判断した場合は登校を見合わせ、その旨を学校に連絡してください。



<登校後(在校中)>
 ・原則として学校にとどめます。
 ・16:00を過ぎても下校できないと判断される場合
 → 学校より「**迎えの依頼**」を連絡網にていたします。

地震の時

	調査情報発令時	注意情報 発令時	予知情報・警戒宣言 発令時	大規模地震 発生時
登校時	↑ 平常活動 ※地震情報注意 ↓	・子どもは、家庭か学校の 近い方 に避難する。		・頭を守る。 ・揺れがおさまったら安全な場所へ。
在校時		・準備行動開始	・一次避難場所に避難	・指示に従って、一時避難場所へ避難。
在宅時		・登校を見合わせ、自宅待機か一時避難場所に避難する。 ・子どもは、家族や自主防災本部の指示に従う。		・安全な場所に避難する。

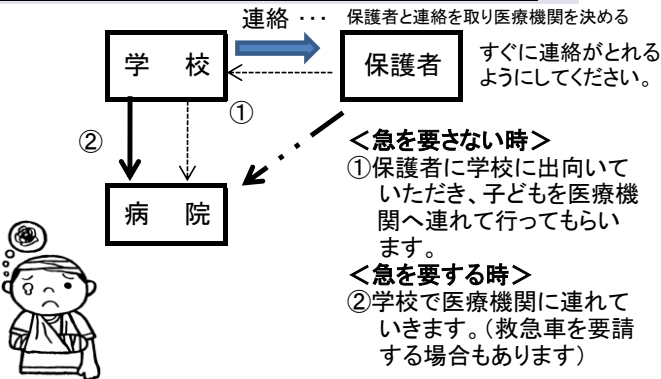
引き渡し開始 … 徒歩で引き取りに来てください。来られない時は代理人をお願いを!

(※)自宅を離れ避難する時のために、避難場所を玄関に貼るなど安否確認がとれる準備をしておきましょう。
 (※)大規模地震の翌日以降は、学校からの連絡があるまで自宅待機をさせて下さい。

学校(校外活動)でケガをした時・病気になった時

◎ 学校でケガをした時、病気になった時

連絡 … 保護者と連絡を取り医療機関を決める



① 保護者に学校へ連絡
 ② 学校でケガをした時、病院へ送られる

<急を要さない時>
 ① 保護者に学校へ連絡し、子どもを医療機関へ連れて行っていただきます。

<急を要する時>
 ② 学校で医療機関に連れていきます。(救急車を要請する場合があります)

(※)保護者は保険証をもって病院に行ってください。受診結果を学校に報告願います。

◎ 校外学習中にケガをした時、病気になった時

担任等(引率者) → 学校

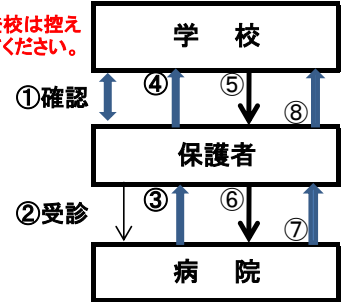
けがの状態・病気の程度や状況、緊急の対応の仕方について確認する。それ以後の対応は、学校での場合と同じ

(※)現地が遠距離で、駆けつけるのが難しい場合は学校と家庭で連絡を取り合い対応します。

インフルエンザ等感染症の疑いがある時

◎ 発症の疑いがある場合

登校は控えてください。



① 確認 ② 受診 ③ 診断結果の報告 ④ 出席停止用紙 ⑤ 再受診 ⑥ 医師による診断 ⑦ 予防すべき感染症にかかわる証明書 ⑧ 登校

<流れ>
 ① 保護者・学校で事実(症状)の確認
 ② 病院にて受診(医師の診断)
 ③ 診断結果の報告 → 感染症でない場合は元気がなったら登校
 (感染症に罹患した場合)
 ④ 出席停止用紙(「出席停止通知」並びに「**予防すべき感染症にかかわる証明書**」を学校までとりに来てください。)
 ⑤ 再受診(必要事項の記入要請)(療養・医師の指示通り)
 ⑥ 医師による「**感染症治癒**」の診断
 ⑦ 「**予防すべき感染症にかかわる証明書**」を持参して登校

(※)1回の服用で強い効果のある薬の登場で、ウイルスが体内に残ったままでも熱が引くことがあります。感染拡大を阻止する意味でも、確実に治癒するまでご配慮願います。

不審者・凶悪事件等が報告された時

学校へ侵入

全職員で安全確保する。
 → 警察、保護者に連絡

引き渡し
 → 子どもに動揺がある時や下校が危険な時にお願いします。

登下校時に出没

・駆け込み110番の家などに避難する。
 ・まず、**警察 76-0110**に連絡(時間、場所、状況 等不審者の特徴を)
 ・その後、学校へ連絡
 → 登校は、動揺がおさまってから。

近隣で不審者情報等

・状況に応じて、集団下校・引き渡し等の判断をし、連絡網にて伝達します。
 ・校区内での凶悪事件発生など、登下校に危険がある場合も同様です。

(※)対応にご協力をお願いします。

登下校中の交通事故発生時

① 連絡を受け次第、現場に急行
 ・救急車等の要請・応急処置
 ・警察への連絡
 ・怪我人に同行して病院へ
 ・学校 ↔ 家庭間の連絡確認

② 学校による現場確認
 ・現場確認(状態、時刻、場所、状況など)
 → 再発防止策の検討をします。

緊急時の学童対応について

① 午前中に児童を帰宅させる場合
 → 学童は運営しない。(家庭で対応できない児童は学校で預かる。)

② 午後、通常下校時間前に帰宅させる場合
 → 学童は運営し、保護者には学童まで引き取りに来てもらう。

③ 通常の下校時間で、単に集団下校をする場合や、完全下校時刻を早めて一斉下校する場合
 → 学童は通常通り運営する。

④ 臨時休校となった場合は学童も運営しない。

(※)学童の対応については、連絡網で学校の対応と併せて連絡します。

北っ子の安全を みんなで守りましょう!